

衆議院法務委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 6 月 6 日（金）、第 20 回の委員会が開かれました。

- 1 民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外 5 名提出、衆法第 29 号）
婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武君外 2 名提出、衆法第 30 号）
民法の一部を改正する法律案（円より子君外 4 名提出、衆法第 35 号）
・各案について、提出者米山隆一君（立憲）、藤田文武君（維新）、長友慎治君（国民）及び円より子君（国民）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）山下貴司君（自民）、大森江里子君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

山下貴司君（自民）

- （1） 夫婦同氏制度を合憲と判断した平成 27 年の最高裁判決における「氏は、家族の呼称としての意義がある」「家族の呼称を 1 つに定めることには合理性が認められる」との判示内容について変更がないことの確認
- （2） 選択的夫婦別姓制度の導入後における別姓を選択しない夫婦の旧姓使用への対応及び別姓を選択した夫婦の法律上の家族姓についての衆法第 29 号提出者及び衆法第 35 号提出者の見解
- （3） 衆法第 29 号
 - ア 戸籍
 - a 戸籍法の改正も併せて審議すべきとの意見についての衆法第 29 号提出者の見解
 - b 戸籍法の改正について平成 8 年の民事行政審議会答申を前提としていることの確認
 - c 法律案に戸籍法の改正案が含まれていない理由
 - d 戸籍法の改正案が定められていないのであれば総合的な判断ができず国会の責任放棄になるとの意見についての衆法第 29 号提出者の見解
 - イ 別氏夫婦の子の氏について前回提出の改正案と同様の出生時ではなく婚姻時に決めることと変更した理由
 - ウ 法務省に対する戸籍法改正案の作成の検討の指示の有無
 - エ 施行前に婚姻した夫婦のうち氏を改めた夫又は妻が婚姻前の氏に復することができる期間を施行後 1 年以内としていることの国民への周知の観点からの妥当性

大森江里子君（公明）

- （1） 現行の戸籍制度の意義及び機能
- （2） 衆法第 30 号
 - ア 国が講ずる「必要な法制上の措置」等
 - a 当該措置及びそれに伴うシステム整備の具体的内容
 - b 上記 a の内容や期限が曖昧との指摘についての衆法第 30 号提出者の見解
 - c 当該措置を講ずべき時期と施行期日との前後関係
 - イ 法改正を行うに当たって制度の全体像を示す必要性
- （3） 衆法第 35 号
 - ア 現行の戸籍制度における「戸籍筆頭者」の概念が大きく変わる可能性
 - イ 戸籍法の改正について方針だけでなく条文案も明示する必要性